

安全データシート

作成日：2010年11月15日






改訂日：2015年 3月30日

1、製品及び会社情報

製品名 水性デグリース
商品コード 64500 64520 64550 64560 64580
会社名 日本磨料工業株式会社
住所 東京都港区高輪3丁目23番15号
担当部門 営業本部
電話番号 03-3441-6231
FAX 番号 03-3441-6236
緊急連絡先 大森工場製造部 TEL03-3762-1666 FAX03-3762-1668
推奨用途 油汚れ洗浄剤（エンジンまわり、ガレージの床等）

2、危険有害性の要約

GHS 分類

危険有害性項目	分類結果	注意喚起語	シンボル
皮膚腐食性・刺激性	区分2	警告	
目に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1	危険	
特定標的臓器・単回曝露（神経系）	区分2	警告	
特定標的臓器・単回曝露（呼吸器）	区分2	警告	
吸引性呼吸器・有害性	区分2	警告	
水生環境・急性有害性	区分3	—	シンボルなし

ラベル要素

絵表示



注意喚起語



危険



水性デグリース 2015年 3月30日

危険有害性情報

- ・皮膚刺激 (H315)
- ・重篤な眼の損傷 (H318)
- ・臓器の障害のおそれ (神経系・呼吸器) (H371)
- ・飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ (H305)
- ・水生生物に有害 (H402)

注意書

一般 (消費者製品)

P101 医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。

P102 子供の手の届かないところに置くこと。

P103 使用前にラベルをよく読むこと。

安全対策

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと

P260 粉じん、蒸気を吸入しないこと。

P264 取扱い後はよく手を洗うこと。

P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

P273 環境への放出を避けること。

P280 保護手袋、保護面を着用すること。

応急措置

P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。

P331 無理に吐かせないこと。

P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん (鹼) で洗うこと。

P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。

P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P310 直ちに医師に連絡すること。

P308+P311 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管

P405 施錠して保管すること。

廃棄

P501 内容物、容器の廃棄は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に委託すること。

水性デグリース 2015年 3月 30日

3、組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名	安衛法通知対象物		化審法No.	PRTR 法No.	CAS. No.	
	政令番号	含有率%				
水溶性溶剤	非該当		2-422	非該当	112-34-5	
アルカリ 脱脂剤	苛性カリ	#316	2	1-369	非該当	1310-58-3
	ナトリウムホスホン酸 4 ソーダ	#111	1	1-497	非該当	13472-36-1
	ホウ酸ソーダ	#544	2	1-69	1 種 405 号	12179-04-3
界面活性剤	非該当		既存	非該当	非公開	
水	非該当		—	非該当	7732-18-5	

4、応急処置

吸入した場合	蒸気やミストを吸入して気分が悪くなった場合は、直ちに新鮮な空気のある場所に移動し安静にし、必要に応じて医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	強アルカリ性の製品なので、石鹼を用いず微温湯を流しながら皮膚の刺激や、ぬるぬるする感じがなくなるまで洗い続ける。 異常がある場合は、直ちに医師の診断を受けること。
眼に入った場合	直ちに、大量の清水にて15分以上洗浄する。まぶたの裏まで完全に洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて、容易にはずせる場合は、必ずはずして、よく洗浄し直ちに医師の診断を受けること。
飲み込んだ場合	吐かせずに、水で口の中をすすいで、直ちに医師の手当て、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こすことがある。

5、火災時の措置

消火剤	二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂。この製品の内溶液は不燃性のため、容器や周辺火災に適した消火剤を使用する。
特有の消火方法	消火作業は、可能な限り風上から行う。 危険でなければ火災区域から製品を移動する。
消火を行う者の保護	適切な保護具（手袋、眼鏡、保護衣）を着用する。

水性デグリース 2015年 3月 30日

6、漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置	作業者は適切な保護具（ゴム手袋、眼鏡、前掛け、マスク等）を着用する。
環境に対する注意事項	屋内作業の場合は、換気を十分に行う。
回収・中和	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。少量の場合は、ウエス、おがくず、土、砂等を用いて吸収させ、密閉できる容器に回収し、中和させた後で廃棄処理する。大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて、密閉できる容器に回収する。
二次災害の防止策	排水溝、下水溝、閉鎖場所等への流入を防ぐ。

7、取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	「8、暴露防止および保護措置」に記載の設備対策を行う。
安全取扱い注意事項	適切な保護具を着用し、眼、皮膚及び衣服などに液が付着しない様にして使用すること。 屋外または換気の良い区域のみで使用すること。 アルカリ性なので、酸性の製品との接触を避ける。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。眼に入れないこと。

保管

保管条件	容器を密閉する。直射日光の当たる所や温度40℃以上、0℃以下、水のかかる場所、湿気の多い場所には置かない。
------	---

8、暴露防止及び保護措置

設備対策	取扱い場所の近くに手洗い、洗眼設備、全身シャワーを設け、その位置を明瞭に表示する。 ミストや発生ガスの吸入暴露を避けるため、局所換気装置および全体換気装置を設けることが望ましい。
管理濃度	設定されていない。
保護具	
手の保護具	保護手袋を使用する。
眼の保護具	保護眼鏡を着用する(安全ゴーグル、顔面シールド等)。
皮膚及び身体	不浸透性保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛
呼吸器の保護具	必要に応じて保護マスクを使用する。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業着は作業場から出さないこと。

水性デグリース 2015年 3月 30日

9、物理的及び化学的性質

物理的状態	淡黄色透明液
臭い	特異臭
pH	13.5
凍結点	約0℃
沸点	約100℃
比重	1.05 (20℃)
溶解性	水に溶解

10、安定性及び反応性

安定性	通常の条件では安定
危険有害な分解生成物	特に該当なし
避けるべき条件	加熱 凍結 強アルカリ性水溶液 (pH=13.5) の為、酸性物質と直ちに中和反応を起こす。発熱を伴う場合がある。

11、有害性情報

急性毒性 (経口)	区分外
急性毒性 (経皮)	区分外
急性毒性 (吸入、粉じん、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性、刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	区分外
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分外
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分2 (気道)
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分2 (神経)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分外
吸引性呼吸器有害性	区分2

12、環境影響情報

水生環境急性有害性	区分3
水生環境慢性有害性	区分外

1 3、廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は清潔にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処理を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4、輸送上の注意

国際規則	国連分類	クラス 8
	容器等級	II
	国連番号	3266 (その他の腐食物質、アルカリ性液体)
国内規則	陸上規制情報	規定はない。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
特別の安全対策	輸送に関しては、直射日光にあてる等、高温状態での輸送をしないこと。 容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。	
指針番号	容器イエローカード指針番号	1 5 4 腐食性物質

1 5、適用法令

消防法	非該当
労働安全衛生法	第 5 7 条の 2 (文書交付)、施行令第 1 8 条の 2 (名称等の通知物質) 腐食性液体をホースを通して圧送する場合に適用 (規則第 3 2 6 条)
毒劇物取締法	非該当 (該当物質苛性カリを含有するが、規定量以下のため非該当)
PRTR 法	ホウ酸ソーダ (改正政令番号 4 0 5 号)
海洋汚染物質法	海洋環境の保全の見地から有害物質に該当する。
港則法	危険物 (腐食物質) に該当
水質汚濁防止法	水の汚染状況を示す項目 (水素イオン濃度、苛性カリ) に該当 (法第 2 条 2 項、施行令第 2 条、第 3 条)

水性デグリース 2015 年 3 月 30 日

16、その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 2012 日本規格協会
- 2) JIS Z7253 2014 日本規格協会
- 3) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 改訂 2 版 国連出版物
- 4) 緊急時応急措置指針 改定 2 版 容器イエローカード (ラベル方式) への適用 日本規格協会
- 5) 配合原料 (苛性カリ、その他) の MSDS より引用

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。取扱いには充分注意してください。

含有量、物理化学的性質、危険有害性等は参考情報であり、いかなる保障をなすものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをされる場合には、用途・用法に適した安全対策をした上でお取り扱い願います。